

役場・虹のプラザ窓口で

キャッシュレス決済が可能になりました！

令和4年4月から戸籍、住民票、印鑑証明書、税務諸証明書などの交付手数料や、虹のプラザ施設使用料などの支払い時に、キャッシュレス決済がご利用いただけます。お会計時にお気軽にお申し出ください。

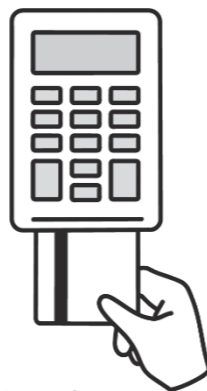
【現在ご利用いただける決済方法（取り扱いブランド）】

◆クレジットカード

- ①VISA ②Master ③JCB
- ④AMERICAN EXPRESS（アメリカン・エクスプレス）
- ⑤Diners Club（ダイナースクラブ）

◆電子マネー

- ①QUICPay ②nanaco ③WAON ④楽天Edy ⑤Suica
- ※今後、QRコード決済（PayPay、d払いなど）も随時開始する予定です。開始時期は改めてお知らせします。



- 証明書等発行手数料／町民税務課 税務グループ ☎35-2111（内線125）
- 虹のプラザ施設使用料／教育文化課 生涯学習グループ ☎35-2111（内線612）

福祉ボランティア いこいの会 会員募集

- ◆活動場所／町内（活動内容によって町外、県外になる場合もあります）
- ◆主な活動／配食サービス（安否確認等含む）や被災者支援などのボランティア活動など
- ◆入会資格／ボランティア活動に意欲と理解があり、興味のある方
- ◆年会費／1,000円
- ◆募集期間／随時受付

- お申し込み・お問い合わせ先
福祉ボランティアいこいの会事務局（大石田町社会福祉協議会）
☎35-3383



危険物取扱者・消防設備士の免状をお持ちの方へ



危険物取扱者・消防設備士の義務として、消防法令では、免状交付の日から10年以内ごとに写真の書き換えをしなければならないと規定されています。

免状の写真下欄記載の期限を確認の上、速やかに手続きをされるようお知らせします。

- （一財）消防試験研究センター山形県支部
☎023-631-0761

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のお知らせ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯当たり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯への給付金です。給付金を受給するためには手続きが必要です。

◆支給対象となる世帯

（1）世帯全員が令和3年度住民税均等割非課税の世帯

- ①基準日（令和3年12月10日）に大石田町に住民登録がある世帯であること
- ②上記の世帯に属するすべての世帯員が令和3年度住民税非課税であること
- ③世帯員の全員が、住民税が課税されている方に扶養されている方からなる世帯でないこと

※対象となる世帯には、町から確認書を送付しています。まだ、確認書を返送していない世帯は必要事項を記入し、返送して下さるようお願いいたします。

（2）家計急変世帯

住民税均等割が課税されている世帯であっても、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、直近の収入減少により住民税均等割非課税相当とみなされる場合は、給付金を支給します。該当すると思われる方は、下記窓口へご相談ください。

- まちづくり推進課 政策推進グループ ☎35-2111（内線222）

5月14日(土)サービス開始！

地域連携ICカード



県内の路線バス等で一斉にICカードによるキャッシュレス決済が始まります。機械にカードをタッチするだけで簡単に乗り降りができます。バスに乗ると交通ポイントが貯まるほか、電子マネーを利用した買い物などできる多機能なカードとなっていますのでぜひご利用ください。

◆対象バス路線

- ①山交バス(株)、庄内交通(株)が運行する路線（一部の高速バスを除く）
- ②山形市コミュニティバス東部及び西部循環線（ベニちゃんバス）
- ③山形空港シャトル
- ④米沢市民バス

※チェリカ販売場所や定期券情報など詳しくは右の二次元コードから山交バス(株)のホームページをご覧ください。



- まちづくり推進課 政策推進グループ ☎35-2111（内線224）